

社会福祉法人いすみ市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いすみ市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の費用弁償の支給について定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程でいう役員等とは次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 会長、副会長
- (2) 理事、監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任・解任委員
- (5) 心配ごと相談員
- (6) 第三者委員
- (7) 各運営委員会委員

(費用弁償)

第3条 役員等が、その職務のため会議等に出席したときは、別表に掲げる費用弁償を支給する。

2 役員等が職務のため旅行したときは、その旅費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、本会職員の旅費に関する規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成17年12月12日から施行する。

附 則

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

別表

| 区 分 | 費 用 弁 償(1日につき) |
|------------|----------------|
| 会 長 ・ 副会長 | 3, 000円 |
| 理 事 ・ 監 事 | 3, 000円 |
| 評 議 員 | 3, 000円 |
| 評議員選任・解任委員 | 3, 000円 |
| 心 配 ごと相談員 | 3, 000円 |
| 第 三 者 委 員 | 3, 000円 |
| 各運営委員会委員 | 3, 000円 |